

番号	対象局 (団体)	監査種別	事項	措置区分	
				1	2
37	総務局	29定例	適正な支出科目で執行すべきもの		
120	教育庁	29定例	資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの		

【補助金等】

6	生活文化局 (公益財団法人東京都建設文化財団)	28財接	補助対象事業の実績を徴すべきもの		
7	オリエンタル・パシフィック建設局 (公益財団法人東京都体育協会)	28財接	競技団体に於ける講習の実施を確認すべきもの		
12	京都保健医療公社	28財接	災害用備蓄医薬品・診療材料について適時適切に更新されるよう周知徹底すべきもの		

【財産管理】

19	産業労働局 (公益財団法人東京都建設文化財団)	28財接	行方不明の使用許可に係る使用料の徴収を速やかに行うべきもの		
20	生活文化局	28決算	公有財産について<出賃による権利>		
21	都市整備局	28決算	公有財産について<建物>		
22	環境局	28決算	公有財産について<権利>		
23	福祉保健局	28決算	公有財産について<建物>		
24	福祉保健局	28決算	公有財産について<出賃による権利>		
27	産業労働局	28決算	公有財産について<山林>		
28	建設局	28決算	公有財産について<土地>		
31	東京消防庁	28決算	債権について		
32	教育庁	28決算	公有財産について<建物>		

【物品管理】

18	主税局	28決算	物品について		
25	福祉保健局	28決算	物品について		
26	病院経営本部	28決算	物品について		
29	建設局	28決算	物品について		
30	港務局	28決算	物品について		
79	港務局	29定例	出納手帳を適正に行うべきもの		

【工事 (単価設定)】

135	環境局	29工事	立入り防止フェンスの積算を適正に行うべきもの		
136	環境局	29工事	埋戻しの積算を適正に行うべきもの		
137	中央卸売市場	29工事	さび止め塗料塗りの単価設定を適正に行うべきもの		
138	港務局	29工事	ネットワーク機器の単価設定を適正に行うべきもの		
139	東京消防庁	29工事	フェンスアルト復旧の積算を適正に行うべきもの		
140	東京消防庁	29工事	フェンスアルト補装解体の単価設定を適正に行うべきもの		
141	交通局	29工事	潜水機材の積算を適正に行うべきもの		

番号	対象局 (団体)	監査種別	事項	措置区分	
				1	2
142	教育庁	29工事	グラウンド舗装工の積算を適正に行うべきもの		

【工事 (諸経費等)】

4	交通局	28工事	決算書の積算を適正に行うべきもの		
143	交通局	29工事	準備書の積算を適正に行うべきもの		
144	交通局	29工事	運搬費の積算を適正に行うべきもの		

【工事 (その他)】

5	病院経営本部	28工事	工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表すべきもの		
145	東京消防庁	29工事	廃棄物処理の委託契約について元請業者を適切に指導・監督すべきもの		
146	交通局	29工事	建設工場の再資源化について受注者を適切に指導・監督すべきもの		
147	教育庁	29工事	保育所等の変更及び届出について受注者を適切に指導・監督すべきもの		
148	産業労働局 (局じよ)	29工事	受注者の現場着手時期を適切に管理すべきもの		

【情報管理】

3	都市整備局	28定例	都営住宅管理総合システムのデータ消去について検討すべきもの		
---	-------	------	-------------------------------	--	--

【その他】

1	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	27行政	都立公園に係る各ホームページのアクセスリライ・ユーザビリティについて		
2	港務局 (東京港埠頭株式会社)	27行政	海上公園に係る各ホームページのアクセスリライ・ユーザビリティについて		
17	都市整備局 (株式会社多摩ニュータカワシテック)	28財接	長期的な資金需要の把握について		
35	総務局	29定例	災害時緊急支援システムについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの		
67	福祉保健局	29定例	感染症廃棄物等の保管を適切に行うべきもの		
68	病院経営本部	29定例	病院における警備体制の改善を図るべきもの		
70	病院経営本部	29定例	意思決定を適正に行うべきもの		
71	産業労働局 (公益財団法人東京労働光財団)	29定例	補助対象経費を明確にするべきもの		
76	中央卸売市場	29定例	改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部上場との連携して適切に処理すべきもの		
85	東京消防庁	29定例	工事の安全施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		
102	水道局	29定例	薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの		
112	教育庁	29定例	教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの		
113	教育庁	29定例	学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの		
123	教育庁	29定例	転入学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの		
124	教育庁	29定例	部費の管理を適切に行うべきもの		
125	教育庁	29定例	災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの		
126	教育庁	29定例	預金管理を適切に行うべきもの		

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分	
				1	2
127	教育庁	29定例	東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの		
128	教育庁	29定例	多様な視点の選抜訓練を行うべきもの	◎	
130	生活文化局	29定例	外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について		
132	中央卸売市場	29定例	各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について	◎	
133	建設局	29定例	経路標識の取扱いに係る記録について		○
134	警視庁	29定例	高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について		○

【平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）】

【意見・要望事項】

番号	対象局（団体）	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
1	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ）	都立公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて	1-エ	-	<p>局が所管する都立公園のホームページについて、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に含まれる以下の事項について運用状況を確認したところ、監査日現在、一部適切でない状況が見受けられた。</p> <p>ア サイト構造、ナビゲーション機能、検索、リンク設定 イ 個人情報保護 ウ 各種支援プログラム対応（音声変換ソフトでの解釈） エ 分かりやすさ（アイコン、用語、弱視者・色覚障害者への配慮等） オ バリアフリー、ユニバーサルデザインに係る情報 カ 利便性（必要な情報の揭示等）</p> <p>局は、現在、局が管理しているホームページについて、統一基準に準拠させる改修を業務委託契約により行っており、これにより、局のホームページは統一基準に準拠したものに改善されるもの、 ①指定管理者が管理しているホームページについては、当該改修に含まれていないこと ②「利便性（必要な情報の揭示等）」については、当該改修に含まれていないことから、局及び指定管理者は、改修と併せて、これらについても留意し、高齢者・障害者を含めた全ての人が必要な情報にアクセスできるアクセシビリティ及びユーザビリティをより一層向上させることが望まれる。</p>	<p>局及び指定管理者は、次のとおり、各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティの一層の向上を図った。 局の管理するホームページについて、平成28年4月に画面読み上げソフトへの対応等の改修を行った。 アメニス東部地区グループの管理するホームページについては、平成28年12月にリニューアルを行い、画面の明暗の差をはっきりさせることで、文字と背景の区別をつきやすくしたり、画面読み上げソフト等への対応を行うことで、利用者にとって使いやすいホームページとなった。 西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ及び東京都公園協会の管理する各都立公園のホームページについては、それぞれ平成28年度内に「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠させるリニューアルを行った。これにより、画面の明暗の差をはっきりさせることで、文字と背景の区別をつけやすくしたり、画面読み上げソフト等への対応を行うことで、利用者にとって使いやすいホームページとなった。 今後立ち上げるホームページについては、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠させ、利用者が必要な情報に容易にアクセスでき、使いやすいものに継続的に向上させていく。【1-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
2	港湾局(東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ)	海上公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて	1-エ	-	<p>局が所管する海上公園のホームページについて、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に含まれる以下の事項について、運用状況を確認したところ、監査日現在、一部適切でない状況が見受けられた。</p> <p>ア サイト構造、ナビゲーション機能、検索、リンク設定 イ 個人情報保護 ウ 各種支援プログラム対応(音声変換ソフトでの解釈) エ 分かりやすさ(アイコン、用語、弱視者・色覚障害者への配慮等) オ バリアフリー、ユニバーサルデザインに係る情報の揭示 カ 利便性(必要な情報の揭示等)</p> <p>局は、現在、局が管理しているホームページについて、統一基準に準拠させる改修を業務委託契約により行っており、これにより、局のホームページは統一基準に準拠したものに改善されるものの、 ①指定管理者が管理しているホームページについては、当該改修に含まれていないこと ②「利便性(必要な情報の揭示等)」については、当該改修に含まれていないこと から、局及び指定管理者は、改修と併せて、これらについても留意し、高齢者・障害者を含めた全ての人が必要な情報にアクセスできるアクセシビリティ及びユーザビリティをより一層向上させることが望まれる。</p>	<p>局及び指定管理者は、アメニス海上南部地区グループのホームページの改修については平成29年2月に、東京港埠頭株式会社のホームページの改修については同年7月に完了させた。</p> <p>具体的には、画面の明暗の差をはっきりさせることで、文字と背景の区別をつけやすくしたり、画面読み上げソフト等への対応を行うことで、利用者にとって使いやすいホームページとなった。</p> <p>今後、局は、局及び指定管理者が管理しているホームページについて、適宜「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」への対応状況を確認していくこととする。【1-エ】</p>

【平成28年定例監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
3	都市整備局	都営住宅管理総合システムのデータ消去について検討すべきもの	1-エ	2-ウ	<p>都営住宅経営部は、都営住宅管理総合システム(以下「システム」という。)により、都営住宅等の入居申込みから退去までの一連の情報を管理している。システムが保有している情報には、入居者に関する基本情報や所得等の財産情報のほか、住宅使用料の納付状況、滞納に関する情報、同居親族・連帯保証人に関する情報など、多岐にわたる個人情報が含まれている。</p> <p>ところで、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)第7条によれば、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去しなければならないとされている。</p> <p>そこで、システムのデータ消去について見たところ、都営住宅等の応募者、都営住宅等の退去者など、募集業務、入居者管理業務、滞納整理業務などの対象でなくなった者のデータ消去が行われていないことが認められた。このため、平成14年度のシステム導入以後、システム内に個人情報が蓄積され続けている状況となっており、適切でない。</p> <p>部は、システムで保有すべき個人情報を精査し、保有する必要のなくなった個人情報の消去について検討する必要がある。部は、システムのデータ消去について検討されたい。</p>	<p>部は、平成28年度内に全4回のプロジェクトチームによる検討と担当者ヒアリング等を行い、データ消去や退避(システムからの切り離し)を行っても支障がないと考えられるデータを選定した。システムを利用する事務所及び指定管理者並びにシステム運用業者への意見照会を経て、平成29年3月31日付けで「都営住宅管理総合システム内データの取扱方針」を策定した。【1-エ】</p> <p>策定した取扱方針では、システム内データの保存期間を定め、保存期間が終了したデータについては、毎年度消去等を行うとしている。今後は方針に基づき、該当するデータについて毎年度消去等を行っていく。【2-ウ】</p>

【平成28年工事監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
4	交通局	試掘費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	大江戸線勝どき駅改良土木工事は、ホーム・コンコースの増築等を行うものである。 ところで、局積算基準では、試掘費は、共通仮設費のうち、積上げにより積算するものと定めている。 しかしながら、本工事では、試掘費を共通仮設費率の対象となる直接工事費に計上している。 このため、積算額約76万円が過大なものとなっている。 試掘費の積算を適正に行われたい。	部は、課内会議、基準類説明会等を行い、設計、積算等を行う職員に周知を行った。さらに再発防止に向けてチェックリストを見直し、同様の積算ミスがないようにすることとした。 指摘以降に起工した案件については、改訂したチェックリストにより確認することとした。【2-ウ、2-エ】
5	病院経営本部	工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表すべきもの	2-ウ	2-エ	多摩総合医療センター(27)CT室改修工事ほか2件は、PFI事業により運営されている多摩総合医療センターの改修を行うものである。 ところで、公共工事の契約を締結したときは、入札及び契約に係る透明性の確保のため、関係法令により、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表することが定められている。 しかしながら、本工事では、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表していない。 工事に係る入札及び契約に関する情報について適切に公表されたい。	本部は、平成29年2月6日の施設担当者会において、再発防止について周知を行った。【2-エ】 また、工事事務に係る研修会を新規に立ち上げ、平成29年7月27日に第1回を開催し、工事に係る情報について適切に公表するよう周知徹底を行い、契約の流れ、工事費積算・起工業務、施工管理等、工事事務全般について、工事担当者に対する指導を強化した。 今後は、毎年度工事事務研修会を実施し、継続して再発防止に取り組んでいく。【2-ウ】

【平成28年財政援助団体等監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
6	生活文化局 (公益財団法人東京都歴史文化財団)	補助対象事業の実績を徴すべきもの	2-イ	2-エ	局が「平成27年度公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京が行う事業に係る補助金交付要綱」に基づき財団に交付している補助金(10億8,221万1,368円)について、財団が局に提出した事業実績報告書を見たところ、補助事業実績について具体性に欠ける報告を行っている事業が2事業(補助金確定額1億73万6,566円)認められた。 財団及び局は、後日別の資料により補助対象事業の実績を報告・確認したとしているが、補助金の精算に当たり、要綱に基づく事業実績報告書により補助事業に係る規模等を局が確認しておらず、適切でない。 財団は、補助事業に係る規模等を事業実績報告書に記載して局に報告されたい。 局は、補助対象事業の実績を徴されたい。	財団は、平成28年度補助事業実績報告において、補助対象事業に係る規模等の記載を適切に行い、文化振興部においても、実施規模等の具体的な内容が記載されていることを確認した。 文化振興部から財団に対し、平成29年1月24日付けの通知により、補助事業の実績報告に際し、実施規模等の具体的な内容を記載した上で適切に報告するよう指導した。 また、同日付けで文化振興部内の各課長に対しても、実績報告の内容を確認するよう文書により周知した。 さらに財団は文化振興部からの通知を受け、平成29年1月30日の財団事務局内の連絡会議において、実績報告に際し、実施規模等の具体的な内容の記載を行った上で適切に報告することにした。【2-イ、2-エ】
7	オリンピック・パラリンピック準備局(公益財団法人東京都体育協会)	競技団体における講習の実施を確認すべきもの	1-エ	2-イ 2-エ	協会は、「競技力向上事業に係る協定書」に基づき、都の指導の下、都が経費を負担し、協会が国民体育大会41競技のジュニア選手の競技力向上を図るジュニア特別強化事業を実施している。 協会は、「競技力向上事業<国体候補選手強化事業・ジュニア特別強化事業>実施要項」に基づき、各競技団体に分担金を交付して事業を実施しており、各競技団体は強化合宿、強化練習会、対外試合、研修会等を行うほか、ジュニア向けのドーピング防止講習を年1回以上実施することとしている。 しかしながら、事業実施報告書を見たところ、ドーピング防止講習を実施したことが確認できない団体があった。 協会は、ジュニア特別強化事業について、競技団体でのドーピング防止講習の実施を確認されたい。	協会は、競技団体から、事業実施報告書の提出を受け、ドーピング防止講習実施状況(平成26年度~平成28年度)を確認した。【1-エ】 局は協会に、事業実施報告書様式を変更し、講習の実施確認を徹底するよう指導した。【2-イ】 協会は、競技団体に対し、平成29年4月18日開催の「競技力向上委員会」において、アンチ・ドーピング講習の実施を年1回以上実施するよう指導した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
8	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	管理運営委託を適切に行うべきもの	1-ア	2-イ	<p>会社は、会社とCが共同所有している地下鉄人形町ビル管理について、昭和63年からCと特命任意契約により委託契約を締結している。</p> <p>この契約に係る金額は、CがDとの間で別途締結している「地下鉄人形町ビル保守管理業務委託」の委託金額を基に、業務に応じた会社とCのビルの専有面積割合で算出している。</p> <p>そこで、「地下鉄人形町ビル保守管理業務委託」においてCがDに支払っている金額を確認したところ、年度によって相違があることが認められた。</p> <p>しかしながら、会社とCは平成9年以降契約変更等の手続を行っておらず、実態と乖離している状況にある。</p> <p>この結果、会社がCに対して支払っている委託料は、平成26年度と平成27年度を合わせて90万7,316円過払いとなっている。</p> <p>会社は、人形町ビル管理運営委託を適切に行われたい。</p>	<p>会社はCから、平成29年4月28日に、委託金額に相違があった平成16年度から平成28年度までの過払額390万775円(税込金額)の返還を受けた。【1-ア】</p> <p>また、会社は、指摘の趣旨を踏まえ、平成29年3月31日をもって、自動更新となっている現契約を解約した。平成29年度の契約については、平成29年3月28日付けで、適正な委託料を算定してCと単年度契約を締結した。【2-イ】</p>
9	福祉保健局 (地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	資産除去債務に係る記載を適切に行うべきもの	1-ウ	2-ウ 2-エ	<p>法人は、法律及び会計基準(以下「基準」という。)に基づき、固定資産の処分に係る費用を見積り、貸借対照表に資産除去債務として計上している。</p> <p>資産除去債務の明細について見たところ、平成28年3月31日現在、サイクロトロン(ポジトロン医学研究施設内)について資産除去債務が計上されていないことが認められた。</p> <p>法人は、基準の「資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず」との定めに基づき、計上しなかったとしている。</p> <p>しかしながら、基準には、上記の理由により資産除去債務を計上しない場合については、「当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由」を注記する旨の定めがある。</p> <p>法人が、本件について資産除去債務を計上せず、基準に定められた注記を行わなかったことは適切ではない。</p> <p>法人は、資産除去債務に係る記載を適切に行われたい。</p>	<p>平成28年度期末決算においては、サイクロトロン(ポジトロン医学研究施設内)の処分費用等を見積もることが出来なかったため、会計基準で定められた注記を行った。</p> <p>また、注記を含む財務諸表については、平成29年6月28日開催の平成29年第1回理事会に付議し、承認を受けた。【1-ウ】</p> <p>平成29年2月27日に実施した係会議において、会計基準に基づき適正な財務諸表を作成すること、また、地方独立行政法人法第36条の規定に基づき選任された監査法人とも十分な協議を行うよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
10	福祉保健局 (公益財団法人城北労働・福祉センター)	技能講習委託契約を適切に行うべきもの	2-イ	-	<p>財団は、日雇労働者に対する就労支援として技能講習委託契約を締結しているが、これらの契約について見たところ、以下のとおり不適切な点が認められた。</p> <p>(ア) 仕様書に具体的な履行内容が記載されておらず、契約に当たっての予定価格を積算していない。このため、「パソコン基礎・パソコン応用」契約は、講習内容が適切であるか、契約金額が妥当であるかを判断できない。</p> <p>(イ) 「フォークリフトほか10科目」及び「車両系建設機械4科目」契約は、見積書には昼食代が含まれていないが、契約書は昼食代を含んだ金額となっており、受託者は昼食を提供している。</p> <p>(ウ) 受講者のレベルによって複数のコースがあり受講料も異なる講習(「フォークリフトほか10科目」、「車両系建設機械4科目」及び「玉掛けほか7科目」契約)については、最も高額なコースのみで契約し、支払の際には実際に受講したコースの、契約書に記載のない受講料を支払っている。</p> <p>財団は、技能講習委託契約を適切に行われたい。</p>	<p>平成29年度契約においては、予定価格の積算方法、昼食代の取扱い及びコース設定について精査し、以下のとおり適切な契約とした。</p> <p>(ア) 仕様書の履行内容を明確にした上でそれに基づき予定価格を積算し、契約した。</p> <p>(イ) 昼食代については、契約に含まないこととした。</p> <p>(ウ) コースにより受講料が異なる講習について、コースごとの金額を記載し契約した。【2-イ】</p>
11	福祉保健局 (公益財団法人城北労働・福祉センター)	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	2-イ	-	<p>センター本館及び分館の建物管理等委託契約を見たところ、年4回の汚水槽の清掃に伴って発生する、し尿混じりの汚泥の収集・運搬を行っていることが認められた。</p> <p>ところで、廃棄物処理法によれば、し尿混じりの汚泥は一般廃棄物であり、その収集・運搬は一般廃棄物収集・運搬業、処分は同処分業の許可を受けた業者に、それぞれ委託しなければならない。</p> <p>しかしながら、受託者は一般廃棄物収集・運搬業、同処分業いずれの許可業者でもなく、適正でない。</p> <p>また、収集・運搬は法が禁止する再委託により実施されていることが業者のマニフェストから確認できるにもかかわらず、これを見落としていることは、適切でない。</p> <p>財団は、廃棄物の処理について適正に行われたい。</p>	<p>清掃事務所等関係機関への事前確認を行うなど、法令の内容及び法令遵守の重要性について係内で再確認を行った。</p> <p>平成29年度契約においては、入札・契約の際に、業者に許可証の提出を求めて確認し、一般廃棄物収集・運搬業の許可業者及び一般廃棄物の処分業の許可業者とそれぞれ契約を締結した。【2-イ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
12	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	災害用備蓄医 薬品・診療材料 について適時適 切に更新される よう周知徹底す べきもの	2-ウ	2-エ	局は、災害拠点病院の災害用に備蓄する医薬品・診療材 料・器材の整備（以下「整備品」という。）に対して補助を 行っている。また、整備品の管理・購入状況を確認するた め、局は、毎年度、有効期限、使用可否等を記載した管理台 帳及び整備品購入の実績報告を病院に提出させている。 ところで、これらの提出物を見たところ、管理台帳（毎年 度9月現在）には、有効期限が経過した災害用備蓄医薬品・ 診療材料が記載されている事例が見受けられた。 局は、災害拠点病院の担当者を対象とした連絡会で、有効 期限が経過した災害用備蓄医薬品等の更新について説明を 行っているとしているが、十分に認識されていない病院があ る。 局は、災害用備蓄医薬品・診療材料については適時適切に 更新されるよう改めて病院に周知徹底されたい。	平成28年12月12日付けの災害拠点病院宛て補助金交 付申請書類提出依頼文において、医薬品及び診療材料につ いて、必ず有効期限が切れる前に入替えを行うよう通知した。 平成29年度には、管理台帳に「入替予定年度」と「入替 状況」の欄を設けることで、一目で入替えの有無が分かる ように見直した。また、管理台帳を交付申請前及び実績報告時 の2回提出させることで、都においても適正な管理が実施さ れているか確認を行うこととした。【2-ウ】 平成29年6月21日開催の平成29年度東京都災害拠点 病院連絡会において、局から全災害拠点病院に対し、管理台 帳の処理の変更点を周知するとともに、改めて適切な備蓄品 管理の徹底につき注意喚起した。【2-エ】
13	病院経営本 部（公益財 団法人東京 都保健医療 公社）	債権管理を通 切に行うべきもの	1-エ	1-ア 2-イ	豊島病院の平成27年度貸借対照表には、過年度医業外未 収金及び過年度その他未収金が計上されている（合計金額： 51万6,646円）。 これらの債権は、退職した職員の職員住宅光熱水費や手当 等返納金が未払となっているものであり、病院は、督促、催 告等の債権回収に向けた交渉を行い、その状況について記録 し、債務者について必要な資料を整えておく必要がある。 しかしながら、病院の債権管理状況を見たところ、監査日 現在、病院には納付交渉が記録された台帳等が整備されてお らず、催告等も行われていないため、時効起点の時期及び時 効到来日が不明であることが認められた。 公社は、過年度医業外未収金及び過年度その他未収金につ いて、債権管理を適切に行われたい。	豊島病院は、早速に債権管理台帳を作成し、台帳に基づき 退職した職員住宅光熱水費等の未納者に平成29年7月25 日に催促の実施を開始した。【1-エ】 平成29年8月末時点で、職員住宅光熱水費の未納者のう ち3名から計4万1,551円、手当等返納金の未納者のう ち2名から計12万1,250円の入金があった。【1- ア】 また、再発防止策として、平成29年1月24日に未収金 に関する会議を行い、退寮する職員に通知する「退寮する職 員へ」を見直し、退寮後にも光熱水費の請求がある旨の周知 を行うこととした。 さらに、未納金が生じないための方策の一つとして、常勤 職員については、「退寮する職員へ」に未納光熱水費と退職 金を相殺する場面がある旨追記した。【2-イ】
14	病院経営本 部（公益財 団法人東京 都保健医療 公社）	災害対策用物 品の会計処理を 適正に行うべき もの	1-ウ	2-エ	公社では、災害拠点として指定された各病院において、食 料品、水、医薬品等を3日間分程度備蓄しており、財務会計 処理要綱に基づき棚卸資産として会計処理することとしている。 ところで、公社の各病院における、災害対策用物品に係る 会計処理を見たところ、食料品及び水については、貸借対照 表の資産（その他貯蔵品）として計上されているものの、一 部の災害対策用医薬品については、購入時に費用として会計 処理しており、要綱とは異なる会計処理となっている。 公社は、災害対策用物品の会計処理を適正に行われたい。	平成29年1月24日の「防災担当者会」において事務運 絡と関連資料を配布して、同年3月末に棚卸しを行うよう指 示した。【2-エ】 平成29年3月31日に、災害対策用医薬品についても各 病院で棚卸しを実施し、平成28年度決算において棚卸資産 として会計処理を行った。【1-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
15	産業労働局 (公益財団 法人東京都 農林水産振 興財団)	行政財産の使 用許可に係る使 用料の徴収を速 やかに行うべき もの	2-ウ	2-イ	局は、財団に対して、補助事業の実施に必要な土地及び建 物の使用許可を行い、使用料を徴収している。また、その使 用料相当額を補助している。 東京都行政財産使用料条例（昭和39年東京都条例第26 号）第6条によると、使用料は、使用を開始する日までに全 額を徴収しなければならないが、特別の理由があると認め るときは、納付すべき期限を別に指定することができる。 このことから、局は、財団に対して、補助金の交付決定日 （各年度当初）以降に使用料を納付することを認めている。 そこで、局による使用料の徴収状況について見たところ、 局は、財団に対して、補助金の交付決定日（4月1日）から 2か月以上経過した日を使用料の納付期限として指定してい ることが認められた。 局は、行政財産の使用許可に係る使用料の徴収を速やかに 行われたい。	局は、平成29年1月25日付けで徴収事務の流れをまと めた手順書を作成した。手順書において、人事異動に伴う事 務引継及び関係事務を扱う担当者間の進捗確認を徹底するこ ととし、使用料徴収を速やかに行うための確実な体制を整備 した。【2-ウ】 平成29年度については、平成29年4月19日までに調 定の登録及び納入通知書の発行を行い、同月28日までに納 付されたことを確認した。【2-イ】
16	産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都立産業 技術研究セ ンター)	建物維持管理 等業務の委託完 了報告及び完了 検査を適正に行 うべきもの	2-ウ	2-イ	局と法人は、東京都中小企業振興センターの建物維持管理 等業務委託を特命随意契約により契約している。 この業務委託契約に係る実績について確認したところ、東 京都城南地域中小企業振興センター分において、①研究等法 人の固有事業に伴う産業廃棄物処理の経費であるため、標準 運営費・自己収入科目で支出すべきところ、建物管理委託科 目で支出されている案件、②建物の保守に伴う経費であるた め、建物管理委託科目で支出すべきところ、標準運営費・自 己収入科目で支出されている案件が認められた。 このため、平成26年度及び平成27年度における業務委 託契約の委託完了報告書の実績が相違している状況となっ ており、適正でない。 法人は、建物維持管理等業務の区分経理を徹底し、委託完 了報告を適正に行われたい。 局は、委託業務の完了検査を適正に行われたい。	法人は、委託基準及び区分経理について都と確認を行っ た。これに基づき、支払伝票の確認を行う旨を、平成29年 2月開催の支所連絡会において、担当者へ周知徹底した。ま た、同月に、完了報告書作成時用のチェックリストを作成し た。【2-ウ】 局は、平成29年2月に、完了検査チェック表を作成し、 担当職員が検査する際に注意を要する点などを明確にした。 【2-ウ】 平成28年度実績報告については、法人及び局においてこ れらの様式を用い、適正に処理を行った。【2-イ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
17	都市整備局 (株式会社 多摩ニュー タウン開発 センター)	長期的な資金 需要の把握につ いて	1-エ	2-ウ	<p>会社の事業運営は、テナントの動向により収入が不安定になる可能性はあるものの、現状では、繰越利益剰余金が増加するなど順調に推移していると考えられることから、大規模修繕や債務の繰上償還などの中長期的な経営判断をすべき状況にあると考えられる。</p> <p>ところで、会社の長期的な資金需要の見直しについて見たところ、会社は、監査日現在、5か年の修繕計画は策定しているものの、長期の修繕計画を策定していないことから、長期的な資金需要の規模が不明な状況となっている。</p> <p>会社として、中長期的な経営判断をするに当たっては、長期的な資金需要の把握が不可欠であり、また、会社の所有・管理する建物の寿命を長引かせ、ビルとしての魅力を持ち続けるためにも、長期的な修繕計画の策定が必要である。</p> <p>会社は、長期修繕計画を策定することにより、長期的な資金需要を把握することが望まれる。</p> <p>局は、会社が作成する長期修繕計画を吟味した上で、必要な指導を行うことが望まれる。</p>	<p>会社は、平成29年3月に長期修繕計画を策定し、併せて現時点での資金需要を検証の上、局に報告した。また、長期修繕計画に基づき、その後の状況変化も踏まえ今年度の実施計画を社内決定した。</p> <p>今後も長期修繕計画を基に大規模改修を進めるとともに、長期的な資金需要の把握を継続して行っていく。</p> <p>局は、会社から平成29年3月に長期修繕計画、収支計画表等を提出させ、提出資料の分析を行い、債務の弁済が完了する平成38年度までの長期的な資金需要について把握し、会社から東京都への繰上償還ができる状況にないことを確認した。</p> <p>今後、会社に対して長期修繕計画に基づき計画的に大規模改修を行うよう指導するとともに、会社の長期的な資金需要の把握に努めていく。【1-エ、2-ウ】</p>

【平成28年度各会計歳入歳出決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
18	主税局	物品について	1-ウ	2-ウ 2-エ	<p>物品1点(電話交換機)が登載漏れとなっている。</p>	<p>指摘に係る問題点について、総務部は、会計管理局と相談の上、平成29年7月24日に重要物品として「電話交換機」を誤削除再登録し、財務会計システムにて、平成28年度に遡り複式処理の訂正も行った。【1-ウ】</p> <p>再発防止の取組について、総務部は、事務処理ルールを見直し、重要物品の廃棄について起案文書で局に協議をするように変更し、平成29年9月12日に開催した主税局自己検査説明会で、事例について周知した。【2-ウ、2-エ】</p>
19	生活文化局	会計処理につ いて	1-ウ	2-ウ	<p>(款)使用料及手数料(項)使用料(目)生活文化使用料において、調定額及び収入未済額が866万2,056円過大に計上されている。</p>	<p>過大に計上されていた調定額及び収入未済額866万2,056円について、平成29年8月7日に財務会計システムにより修正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>平成29年8月31日付けの文書により、文化振興部内の各課長に対し、調定登録を誤った際には放置せず速やかに処理するように周知した。今後は、誤った調定登録を行った担当者は、速やかに取り消すことを第一とし、さらに決算時期において部の予算担当・副担当間で調定額や件名等の計上内容について複数チェックを行うこととした。【2-ウ】</p>
20	生活文化局	公有財産につ いて<出資によ る権利>	1-ウ	2-エ	<p>出資による権利1億8,024万340円(公財)東京都歴史文化財団出せん金(東京芸術文化創造発信助成事業)ほか2件)が過大に登載されている。</p>	<p>過大に登載されていた出資による権利について、平成29年9月12日に、財産情報システムから1億8,024万340円を削除した。【1-ウ】</p> <p>平成29年9月5日、財産事務担当者会議を開催し、出資による権利の増減額の報告に際しては、発生主義の金額ではなく、現金主義による金額で報告することを決算事務の通知に追記し、再発防止に努めた。【2-エ】</p>
21	都市整備局	公有財産につ いて<建物>	1-ウ	2-ウ	<p>建物301.13㎡(武蔵野アパート集会所ほか2件)が過大に登載されている。</p>	<p>過大に登載されていた武蔵野アパート集会所2棟について平成29年7月27日に、王子三丁目アパート集会所1棟について同年8月7日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>平成29年8月14日に、都営住宅経営部より東部及び西部住宅建設事務所に対し、改めて除却業務と報告手続の流れについて通知を行い、各事務所内で除却業務から報告までの手順について周知徹底を図った。【2-ウ】</p>
22	環境局	公有財産につ いて<出資によ る権利>	1-ウ	2-エ	<p>出資による権利1,601万2,000円(公財)東京都環境公社出せん金(スマートマンション導入促進事業基金)が過大に登載されている。</p>	<p>過大に登載されていた出資による権利について、平成29年7月28日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>平成29年9月5日の局庶務担当課長会により、担当部署へ今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
23	福祉保健局	公有財産について<建物>	1-ウ	2-エ	建物3,581.53㎡（自立支援センター港察ほか3件）が過大に登録されている。	平成29年8月21日付けで、所管部において「自立支援センター港察」及び「自立支援センター中野察」について、財産情報システムの「除却私」の登録を行い、公有財産台帳の閉鎖をしている。 平成29年8月23日付けで、所管部において「むさしが丘学園管理棟」及び「むさしが丘学園遊戯ホール」について、財産情報システムの「除却私」の登録を行い、公有財産台帳の閉鎖をしている。【1-ウ】 平成29年8月28日付事務連絡により、局内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】
24	福祉保健局	公有財産について<出資による権利>	1-ウ	2-エ	出資による権利6,882万9,008円（公財）東京都福祉保健財団「東京子育て応援事業」出せん金）が過大に登録されている。	平成29年8月8日付けで財産情報システムにより、同年3月31日時点で過大に登録されていた6,882万9,008円を含め、登録日時点で過大に登録されていた7,489万8円の「一部除却減（減資）」の登録を行い、現在価格及び取得価格を修正している。【1-ウ】 平成29年8月28日付事務連絡により、局内へ当該指摘事例の概要及び今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】
25	福祉保健局	物品について	1-ウ	2-エ	物品4点（MRIほか3点）が過大に登録されている。	物品管理システムにおいて平成29年6月1日に2点、同月27日に1点、平成29年7月3日に1点の削除処理を行った。【1-ウ】 平成29年10月11日付事務連絡により、局内へ当該指摘事例及び適正な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】
26	病院経営本部	物品について	1-ウ	2-ウ	物品3点（物品棚）が過大に登録されている。	本部は、東部地域病院において過大に登録されている物品3点（物品棚）の修正処理を平成29年8月29日に行った。【1-ウ】 今後はこのような過大登録を防止するため、本部は、毎年度報告される無償貸付物品使用状況と重要物品一覧の突合を、総務課団体監理指導担当及び財務課内の担当複数人により行う。【2-ウ】
27	産業労働局	公有財産について<山林>	1-ウ	2-ウ	山林（分取）6万㎡（御大典記念事業盆堀造林地ほか1件）が過大に登録されている。	平成29年10月18日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 公有財産増減異動通知書作成時には、財産台帳と公有財産増減異動通知書及び公有財産増減異動通知書の各項目の整合性について、事業担当と財産担当による確認を改めて徹底した。【2-ウ】 今後、記載事項等に修正が生じた場合には、担当間の情報共有を徹底し、修正内容に差異がないようにすることで適正に財産登録を行っていく。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
28	建設局	公有財産について<土地>	1-ウ	2-ウ	土地841.90㎡（道路）が過大に登録されている。	過大に登録されていた土地841.90㎡について、平成29年7月19日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】 第五建設事務所は、マニュアルに基づく財産情報システムの適正な処理について、担当職員に注意喚起した。また、処理結果について、原簿に添付する公有財産台帳にて確認を徹底する。【2-ウ】
29	建設局	物品について	1-ウ	2-ウ	物品3点（ソテグロツルほか2点）が過大に登録されている。	過大に登録されていた物品3点（ソテグロツル・アミメキリン・ゴールデンターキン）について、平成29年7月28日に、物品管理システムから削除した。【1-ウ】 東部公園緑地事務所は、物品管理システムへの登録後、登録帳票と東京動物園協会から月次に提出される動物個体別報告書を突合し、登録内容の確認を徹底する。 確認に当たっては、新たに作成したチェックリストを活用し、入力担当者・審査担当者・課長による複数チェックを行う体制を構築することで、誤登録を防止する。【2-ウ】
30	港湾局	物品について	1-ウ	2-ウ 2-エ	物品2点（電光掲示板）が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた物品2点について、平成29年9月8日に、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 再発防止の取組として、平成29年9月5日、工事請負に含まれる物品の取得に係る物品管理の手続について、課内職員を対象とした研修を行った。【2-エ】 また、物品管理者と物品出納員等の関係部署と調整を図り、起工時、契約時、工事完了時における物品管理の手続の流れ（フロー図）を共有し、管理を行うこととした。【2-ウ】 さらに、局は、事務担当者向けに、監査結果説明会を平成29年10月11日に開催し、背景・原因を含めた監査指摘内容及び支出関係書類の点検ポイントについて周知することで、再発防止の取組を行った。【2-エ】
31	東京消防庁	債権について	1-ウ	2-エ	債権1,418万1,000円（敷金）が計上漏れとなっている。	平成29年10月10日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 公有財産増減異動通知による債権の計上に関する対応について、平成29年8月1日に適切な業務執行の推進について係内に通知し周知することで、再発防止の徹底を図った。【2-エ】
32	教育庁	公有財産について<建物>	1-ウ	2-ウ	建物5.72㎡（水元小合学園校舎）が過大に登録されている。	過大に登録されていた水元小合学園校舎について、平成29年8月3日に、財産情報システムで補正を行った。【1-ウ】 新規に建物を公有財産台帳へ登録するに当たっては、検査済証及びしゅん工図（建築）により確認し、財産登録部署である学校等に対しても、同様に確認するよう指導した。【2-ウ】

〔平成29年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
33	総務局	一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務に係る完了検査を適正に行うべきもの	2-エ	2-ア 2-ウ	<p>総合防災部は、平成28年度一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務委託契約をAと締結し、災害時における施設の安全確認方法に関する助言を行うため、一時滞在施設に指定されている6施設に対し、一級建築士を派遣している。この契約の履行状況を見たところ、以下の点が認められた。</p> <p>①受託者は、施設ごとに調査報告書を作成し提出することとなっているが、施設Bの調査報告内容のうち、所在地や建築年等の施設概要、施設に対して行った助言や施設との質疑応答の記録が、施設Cのものとなっている。</p> <p>②受託者は、6施設管理者にアンケートを配布・回収・集計・分析し、カラー印刷で提出することとなっているが、集計・分析は行わず、白黒印刷で提出している。</p> <p>仕様書の内容に沿った履行となっていないにもかかわらず、部が検査を合格としているのは、適正でない。部は、完了検査を適正に行われた。</p>	<p>平成28年度まで、完了検査について、検査員に加え、立会人として、担当者と所管の課長代理の2名体制で実施してきた。平成29年度からは、担当者と所管の課長代理に加え、所管外の課長代理が完了検査の立会いに加わることで、より多くの目で確認を行うことで、適正な完了検査の実施に取り組んでいる。【2-ウ】</p> <p>また、平成29年6月に、転入者等事務に不慣れな若手職員等計30名を対象に、5回(6月14日・16日・20日・21日・22日)に分けて勉強会を実施した。部経理担当が作成したマニュアルを基に、会計・契約事務におけるポイントとミスの起きやすい事例を解説し、事例演習や意見交換を実施した。【2-ア、2-エ】</p>
34	総務局	備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	2-エ	2-ア 2-ウ	<p>総合防災部は、帰宅困難者用備蓄品の買入れ契約を締結している。</p> <p>この契約の履行状況について見たところ、仕様書において提出を求めている納入事業所等からの物品受領書が提出されていないにもかかわらず、履行期限内に受託者から提出された納品書をもって、部が検査を合格としているのは、適正でない。</p> <p>部は、備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行われた。</p>	<p>平成28年度まで、納品検査について、検査員と立会人物品出納員に加え、担当者と所管の課長代理の2名が立ち会っていた。平成29年度からは、これに加え、所管外の課長代理が納品検査の立会いに加わることで、より多くの目で確認を行うことで、適正な完了検査の実施に取り組んでいる。【2-ウ】</p> <p>また、平成29年6月に、転入者等事務に不慣れな若手職員等計30名を対象に、5回(6月14日・16日・20日・21日・22日)に分けて勉強会を実施した。部経理担当が作成したマニュアルを基に、会計・契約事務におけるポイントとミスの起きやすい事例を解説し、事例演習や意見交換を実施した。【2-ア、2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
35	総務局	災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの	1-エ	2-イ 2-ウ	<p>総合防災部は、災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に、水道水、トイレ、道路情報の提供等、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設として、コンビニエンスストア等1万747か所(平成28年11月時点)を災害時帰宅支援ステーションとして指定している。</p> <p>この災害時帰宅支援ステーションは、避難所、医療機関等、地域の防災施設をインターネットの地図上で確認ができる情報サイト「東京都防災マップ」で検索することができるが、監査日現在、9,939施設のみ検出されており、最新の情報となっておらず、適正でない。</p> <p>部は、災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供された。</p>	<p>是正・改善措置として、災害時帰宅支援ステーションの情報は多言語(日・英・中・韓)で発信しているため、実直後に施設名の翻訳委託契約事務に着手した。平成29年7月31日に翻訳委託契約を締結し、同年8月30日に納品を受けた。その後、平成29年9月1日付けで「東京都防災マップ」保守事業者へ防災マップへの情報反映を依頼し、同年9月22日に検証環境での納品を受け、施設位置情報等を確認の上、同年10月に最新情報を掲載した。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組として、災害時帰宅支援ステーションに関する都民への適切な情報提供の視点や、調査回答に係る災害時帰宅支援ステーション協定締結事業者の負担等を踏まえ、年1回の定期的な更新や新たに協定を締結した事業者の情報掲載等、できる限り最新の情報を掲載する部内ルールを構築した。【2-ウ】</p> <p>また、従前は、災害時帰宅支援ステーション協定締結事業者に対する施設情報の調査に当たっては、最新の情報を提供するように求めており、変更箇所が不明確であった。平成30年度から、更新情報を効果的に把握するため、変更箇所が明確となるよう調査方法を改めることとした。【2-イ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
36	総務局	業務委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	<p>行政改革推進部と行政部は、それぞれ「東京都窓口サービス向上調査委託」(契約①)、「小笠原諸島航空路開設検討に伴う運航採算性等業務委託」(契約②)を締結している。これらの契約の成果物である電子媒体(CD-R)について見たところ、監査日現在、契約①にあつてはデータが履行期限後に保存されていること、契約②にあつては電子媒体に電子データが記録されていなかったことが認められた。行政改革推進部は、成果物が履行期限後に提出されているにもかかわらず、履行期限の日付で検査合格としており適正でない。</p> <p>行政部は、監査日現在、電子媒体(CD-R)に電子データが記録されていないにもかかわらず、検査を合格としており適正でない。</p> <p>両部は、契約が適正に履行されるよう受託者を指導するとともに、完了検査を適正に行われた。</p>	<p>行政改革推進部では、再発防止に向けて、平成29年9月11日の幹部会において今回の事案について報告するとともに、下記事項について周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の進捗状況の管理を徹底すること ・履行期限までに完了できない場合は、契約変更手続を行うこと ・完了後検査を適正に行うこと <p>さらに同日、各課・各担当の連絡会等を通じて同内容を全職員に周知した。【2-エ】</p> <p>行政部では、是正・改善の取組として、改めてデータが入った電子媒体を納品させ、データが保存されていることを確認した上で、電子媒体の成果物表面に発注者及び受託者双方の確認者記入欄を作成し、電子データの確認者が欄内に署名した。【1-エ】</p> <p>また、再発防止の取組として、以下のとおり対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者に対し、電子データ未収録の原因究明及び再発防止のためのチェック体制の構築を求めるなど指導した。 ・完了検査は、検査員に加え、立会人として、担当者と所管の課長代理の2名体制で実施してきた。平成29年度からは、担当者と所管の課長代理に加えて、契約所管担当内の第三者もこれに加わることにした。これにより多くの目で履行内容を確認し、適正な完了検査の実施に取り組んでいる。 ・さらに、監査結果における指摘内容と履行確認を行う際の留意事項を記載した事務連絡を平成29年9月に作成し、幹部会で報告するとともに、部内事務担当者に対して周知徹底を行った。【2-ウ、2-エ】
37	総務局	適正な支出科目で執行すべきもの	2-イ	-	<p>三宅支庁は、産業労働局から執行委任を受け、三宅島及び御蔵島の林道維持のための契約を締結している。しかしながら、当該契約における工事内容には、各種工事のほか除草作業も含まれている。除草作業等については支出科目を「委託料」として支出すべきであり、「工事請負費」で支出したは適正でない。支庁は、適正な支出科目で執行されたい。</p>	<p>三宅島及び御蔵島の林道維持については、平成29年度においては、単価契約の工種として除草工等を含んでいるものの、当該工種は使用せず、除草については、別途、委託契約を締結し執行することで整理し、三宅島については平成29年7月、御蔵島については同年8月に契約を締結している。平成30年度からは、単価契約の工種から除草工等を削除する。執行委任元である産業労働局との調整を行い、適正な支出科目での執行に努める。【2-イ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
38	主税局	路線価を適正に付設すべきもの	1-ア	2-エ	<p>北都税事務所は、客観的に道路と認められる形態を有するものに付設する路線価について、駐車場の部分まで付設しており適正でない。</p> <p>このため、土地について、路線価を付設した道路に接する長さ(間口距離)を、駐車場部分を除いた長さとするべきところ、駐車場部分まで含めて評価しており、適正でない。</p> <p>その結果、固定資産税・都市計画税3万8,000円が課税超過となっている。</p> <p>所は、路線価を適正に付設されたい。</p>	<p>指摘に係る問題点について、北都税事務所は利用状況を確認し、路線価の付設について見直しを行った。地方税法(昭和25年法律第226号)第417条第1項に基づき平成25年度から更正することとし、指摘内容を踏まえた修正を行い、平成29年9月29日に価格決定を行い、同年10月10日に賦課決定を行った。【1-ア】</p> <p>再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成29年9月7日)、全体課長代理会議(同年4月12日)及び事務指導(同年5月17日~同月31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】</p>
39	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	1-ア	2-エ	<p>大田、世田谷、荒川及び板橋各都税事務所は、一体として利用されている複数の筆の土地を一画地として認定しておらず、適正でない。</p> <p>その結果、7件について373万7,000円の課税不足となっている。</p> <p>各所は、画地の認定を適正に行われた。</p>	<p>指摘に係る問題点について、各都税事務所は利用状況の変更時期の確認を行い画地の見直しを行った。各所は平成29年5月31日までに価格決定をし、同年7月10日までに賦課決定を行った。この追加課税分について、平成29年7月31日までに全額納付済みである。【1-ア】</p> <p>再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成29年9月7日)、全体課長代理会議(同年4月12日)及び事務指導(同年5月17日~同月31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】</p>
40	主税局	複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	1-ア	2-エ	<p>中野、豊島、北及び江戸川各都税事務所は、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。</p> <p>その結果、6件について62万9,500円の課税超過となっている。</p> <p>各所は、画地の認定を適正に行われた。</p>	<p>指摘に係る問題点について、各都税事務所は利用状況及び変更時期を確認し、画地の見直しを行った。その結果、地方税法第417条第1項に基づき平成29年9月29日までに価格決定を行い、同年10月10日までに賦課決定を行った。【1-ア】</p> <p>再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成29年9月7日)、全体課長代理会議(同年4月12日)及び事務指導(同年5月17日~同月31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
41	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	土地に対する固定資産税・都市計画税の課税において、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭、自家用駐車場等は、地方税法により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。 住宅用地は、一般住宅用地の場合には、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では価格の1/3、都市計画税では価格の2/3に軽減され、小規模住宅用地の場合には、1戸につき200㎡まで、固定資産税では価格の1/6、都市計画税では価格の1/3に軽減される。 しかしながら、大田、世田谷、荒川及び江戸川各都税事務所は、住宅用地・非住宅用地の認定を誤っており、適正でない。 その結果、7件について201万2,711円の課税不足となっている。 各所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、各都税事務所は利用状況及び変更時期を確認し、土地用途認定の見直しを行った。その結果、地方税法第417条第1項に基づき平成29年9月29日までに価格決定を行い、同年10月10日までに賦課決定を行った。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成29年9月7日)、全体課長代理会議(同年4月12日)及び事務指導(同年5月17日~同月31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
42	主税局	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	大田都税事務所は、事業の用に供している土地を住宅用地として認定しており、適正でない。 また、この結果、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定していることとなり、適正でない。 その結果、112万8,000円の課税不足となっている。 所は、用途及び画地の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、大田都税事務所は利用状況の確認を行い、画地及び住宅戸数認定の見直しを行った。所は平成29年4月30日までに価格決定をし、同年5月10日までに賦課決定を行った。この追加課税分について、平成29年5月31日までに全額納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成29年9月7日)、全体課長代理会議(同年4月12日)及び事務指導(同年5月17日~同月31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
43	主税局	画地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	中野都税事務所は、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。 また、所は、この土地に所在する住宅の戸数を誤って認定しているため、小規模住宅用地の面積を誤って認定しており、適正でない。 その結果、133万円の課税不足となっている。 所は、画地及び住戸の数の認定を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、中野都税事務所は利用状況の確認を行い、画地及び住宅戸数の認定の見直しを行った。所は平成29年6月30日までに価格決定をし、同年7月10日までに賦課決定を行った。この追加課税分について、平成29年7月31日までに全額納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成29年9月7日)、全体課長代理会議(同年4月12日)及び事務指導(同年5月17日~同月31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
44	主税局	家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	豊島都税事務所は、平成13年3月8日付けで土地所有者から提出された固定資産税の住宅用地等申告書により、敷地内に家屋(コインランドリー)が存在することを確認し、土地に係る固定資産税及び都市計画税については、家屋の建築面積を非住宅用地として認定して課税しているものの、家屋については固定資産税及び都市計画税を課税しておらず、適正でない。 その結果、4,000円が課税不足となっている。 所は、家屋に対する課税を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、豊島都税事務所は、所有者立会いの上で現地調査を実施し、家屋異動届出書の提出を受け、指摘のとおり更正を行った。所は、平成29年4月28日に価格決定をし、同年5月10日に賦課決定を行った。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成29年9月7日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
45	主税局	家屋の評価を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	大田都税事務所は、増築部分を算入しないなどにより、建物表示登記と異なる床面積に基づき家屋の評価額を算定しており、適正でない。 その結果、6万2,903円が課税不足となっている。 所は、家屋の評価を適正に行われたい。	指摘に係る問題点について、大田都税事務所は、所有者立会いの上で現地調査を実施し、家屋の形状が登記外郭線と相違ないことを確認し、指摘のとおり更正を行った。所は、平成29年3月31日に価格等修正決定をし、同年4月10日に賦課決定を行った。追加課税分については、平成29年4月13日に納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成29年9月7日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
46	主税局	過年度分の固定資産税(償却資産)を課税すべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	償却資産に係る固定資産税は、毎年1月1日現在に各都税事務所管内に所在する事業用資産について、償却資産を所有する者に課税するもので、納税義務者は所に申告書等を提出することとなっている。 港、新宿及び荒川各都税事務所が提出を受けた平成28年度償却資産申告書等に、11件の平成26年以前の取得資産が記載されているが、これらの資産について平成27年度以前に課税していないことから、平成27年度以前の分を遡及して課税すべきところ、所はこれを行っておらず、適正でない。 その結果、19万6,900円の課税不足となっている。 各所は、過年度分の固定資産税(償却資産)を適正に課税されたい。	指摘に係る問題点について、港、新宿及び荒川都税事務所は、過去の申告が漏れている事実をそれぞれ納税者等に確認して、指摘のとおり更正を行った。港都税事務所は、平成29年3月31日に価格等修正決定をし、賦課決定を行った。新宿都税事務所は、平成29年3月31日に価格等修正決定をし、賦課決定を行った。荒川都税事務所は、平成29年3月31日・4月28日・5月31日に価格等修正決定をし、それぞれ賦課決定を行った。追加課税分については、全額納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、平成29年4月7日付29主資評第2号において今年度より調査事務に申告漏れ等確認調査を新設し、申告内容確認への取組を明確にした。【2-ウ】 さらに部は、全体課長代理会(平成29年4月12日)、事務指導(同年5月15日~6月5日)及び全体課長会(同年9月7日)において本件を報告し、都税事務所に対し確認調査についての指導を行った。【2-エ】